

気象警報等発表時の対応について

＊令和 6 年度より、中学校給食開始に伴い一部時間が変更されています。

- 1 午前 7 時現在に、「京田辺市」に気象特別警報又は気象警報が発表されているとき、または午前 7 時以降に、気象特別警報又は気象警報が発表されたときは、登校を停止する。

＊気象特別警報とは、「大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」の 6 種類

＊気象警報とは、「大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」の 7 種類が発表されています。

- 2 午前9時まで、気象特別警報又は気象警報が解除されたときは、速やかに登校する。

- 3 午前 9 時現在で、気象特別警報又は気象警報がまだ解除されないときは、臨時休校とする。

- 4 在校中に「京田辺市」に気象特別警報又は気象警報が発表されたときは、子どもたちの生命、身体的安全確保を第一として、校長の判断により適切な対応を行います。

5 その他

- (1)「午前 7 時以降」の対応について、学校に到着するまで（在宅時や集合場所にいる時、登校中など）、生徒それぞれの状況は異なりますが、安全を最優先に判断をお願いします。学校に到着後は、4 の「在校中」の対応となります。
- (2)ラジオ、テレビのニュース・天気予報等の気象情報に注意してください。
- (3)学校への問い合わせの電話は、ご遠慮ください。
（ただし、事故の通報及び緊急連絡等は除きます。）
- (4)気象特別警報が発令された時は、周囲の状況や京田辺市、京都府から発表される避難準備情報・避難勧告・避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとるようにしてください。